

新たな時代の都市マネジメント小委員会の議事運営について

小委員会の運営については、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則によるものとし、これに定めがない事項については、下記のとおり進めることとする。

記

1. 小委員会は、委員及び臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
2. そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

以上